

【 金銭消費貸借契約書 例 】

第1条 貸主高知東部交通株式会社（以下、貸主）は、令和〇〇年〇月〇日、借主〇〇（以下、借主）に対し金銭消費貸借のため金〇〇円を交付し、借主はこれを受け取り借用した。

第2条 上記の金銭は、大型2種免許取得費用のみに使用し、貸主が直接、自動車学校に支払うものとする。

第3条 借主は運転士教育が終了し、運転士として独立した月の翌月より、元金返済として、毎月5,000円を給料天引きにて支払う。

（独立とは、バス運転士としてお客様にサービス提供可能となり独立試験に合格した時をいう。）

第4条 借主は元金に対し、令和〇〇年〇月〇日から各元金支払時まで年1%の割合による利息を支払う。
（金利の支払いは、年2回とし、3月・9月とする）

第5条 借主は、次の事由に該当する時は、催促なくして当然期限の利益を失い即時残債務を弁済する。

- 1、 借主につき、破産、民事再生の申し立てがなされたとき。
- 2、 借主が他の債務につき、差押、仮差押を受けたとき。
- 3、 入社後3ヶ月以内に大型2種免許を取得できなかった場合。
- 4、 大型2種免許取得後、4ヶ月以内にバス運転士として独立できない場合。
- 5、 バス運転士として独立後、3年以内に退職するとき。
- 6、 借主が本契約の条項に違反したとき。

第6条 借主が、本契約に基づく債務の履行を遅滞したときは、遅滞の日の翌日から完済まで遅滞金額に年18%の割合による損害金を付加して支払う。

第7条 保証人は、借主が負う一切の債務につき借主と連帯して支払う。

第8条 貸主は、借主が運転士として独立後、出勤率8割以上で、3年間勤務した場合には、残りの債務を免除し、既払い分については返還する。

第9条 本契約から発生する、一切の紛争の第一審の管轄裁判所を、貸主の住所地を管轄する地方裁判所とする。

本契約を証するため、この証書を作成し、各署名・押印し、各その壱通を保有する。

令和〇〇年〇月〇日

【 実印押印 ・ 印鑑証明書添付 】

貸主	住所	高知県安芸市千歳町15番26号	
	氏名	高知東部交通株式会社	
		代表取締役	印

借主	住所		
	氏名		印

連帯保証人	住所		
	氏名		印